

X 土木工事市場単価

・土木工事標準単価

土地改良事業等適用標準歩掛

(平成 17 年 9 月 29 日付け事調第 592 号農政部長通知) の一部改正

1. 適用年月日

	最新設計単価の対象工事	最新設計単価の対象外工事
積算基準日	令和 5 年 6 月 20 日以降	令和 5 年 8 月 22 日以降

改 正	現 行	備 考																																												
<p>X～3000 防護柵設置工（ガードレール）</p> <p>1 適用範囲 本資料は、市場単価方式による、防護柵設置工（ガードレール）に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用できる範囲 (1) 新設・更新、撤去工事。 (2) 部材設置、部材撤去。</p> <p>1-2 市場単価が適用できない範囲 (1) 事故後の復旧工事（撤去_____）。 (2) ベースプレート式<u>ガードレール</u>の場合。 (3) 2-2 市場単価の規格・仕様（表 2-2-1、表 2-2-2）以外の製品の場合。 (4) S種、A種で標準支柱より長い場合や曲げ支柱の場合。 (5) 標準型ガードレールに根巻きコンクリートを設置する場合。 (6) その他、規格・仕様等が適合しない場合。</p> <p>2 市場単価の設定</p> <p>2-1 市場単価の構成と範囲 市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線の部分である。</p> <p>(1) 防護柵設置</p> <p>【省略】</p> <p>(3) 防護柵撤去・部材撤去</p> <p>1) 防護柵撤去</p> <table border="1" data-bbox="192 1186 964 1375"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>防護柵撤去</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table> <p>フロー図: レール等撤去 → (必要な土工を含む) 支柱等撤去 → 積込・運搬・処分</p> <p>(注1) 撤去後における仮置き（現場内）の有無に関わらず適用できる。 (注2) 耐雪型におけるビーム補強金具の有無に関わらず適用できる。</p> <p>2) レール撤去</p> <table border="1" data-bbox="192 1512 845 1690"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>レール撤去</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table> <p>フロー図: レール等撤去 → 積込・運搬・処分</p> <p>(注1) 標準型・耐雪型にかかわらず適用できる。 (注2) 撤去後における仮置き（現場内）の有無に関わらず適用できる。 (注3) 耐雪型におけるビーム補強金具の有無に関わらず適用できる。</p> <p>【省略】</p>	工 種	市場単価			機	労	材	防護柵撤去	○	○	○	工 種	市場単価			機	労	材	レール撤去	○	○	○	<p>X～3000 防護柵設置工（ガードレール）</p> <p>1 適用範囲 本資料は、市場単価方式による、防護柵設置工（ガードレール）に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用できる範囲 (1) 新設・更新、撤去工事。 (2) 部材設置、部材撤去。</p> <p>1-2 市場単価が適用できない範囲 (1) 事故後の復旧工事（撤去・<u>設置</u>）。 (2) ベースプレート式<u>の設置</u>の場合。 (3) 2-2 市場単価の規格・仕様（表 2-2-1、表 2-2-2）以外の製品の場合。 (4) S種、A種で標準支柱より長い場合や曲げ支柱の場合。 (5) 標準型ガードレールに根巻きコンクリートを設置する場合。 (6) その他、規格・仕様等が適合しない場合。</p> <p>2 市場単価の設定</p> <p>2-1 市場単価の構成と範囲 市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線の部分である。</p> <p>(1) 防護柵設置</p> <p>【省略】</p> <p>(3) 防護柵撤去・部材撤去</p> <p>1) 防護柵撤去</p> <table border="1" data-bbox="1439 1186 2211 1375"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>防護柵撤去</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table> <p>フロー図: レール撤去 → (必要な土工を含む) 支柱等撤去 → 積込・運搬・処分</p> <p>(注1) 撤去後における仮置き（現場内）の有無に関わらず適用できる。 (注2) 耐雪型におけるビーム補強金具の有無に関わらず適用できる。</p> <p>2) レール撤去</p> <table border="1" data-bbox="1439 1512 2092 1690"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>レール撤去</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table> <p>フロー図: レール撤去 → 積込・運搬・処分</p> <p>(注1) 標準型・耐雪型にかかわらず適用できる。 (注2) 撤去後における仮置き（現場内）の有無に関わらず適用できる。 (注3) 耐雪型におけるビーム補強金具の有無に関わらず適用できる。</p> <p>【省略】</p>	工 種	市場単価			機	労	材	防護柵撤去	○	○	○	工 種	市場単価			機	労	材	レール撤去	○	○	○	<p>字句の削除 字句の改正</p> <p>フロー図内、字句の追加</p> <p>フロー図内、字句の追加</p>
工 種		市場単価																																												
	機	労	材																																											
防護柵撤去	○	○	○																																											
工 種	市場単価																																													
	機	労	材																																											
レール撤去	○	○	○																																											
工 種	市場単価																																													
	機	労	材																																											
防護柵撤去	○	○	○																																											
工 種	市場単価																																													
	機	労	材																																											
レール撤去	○	○	○																																											

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>X～3020 防護柵設置工（横断・転落防止柵）</p> <p>1 適用範囲</p> <p>本資料は、市場単価方式による、柵高 70 cm以上 125 cm以下の防護柵設置工（横断・転落防止柵）に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用できる範囲</p> <p>(1) 新設・更新、撤去工事。</p> <p>(2) 部材設置、部材撤去工事。</p> <p>1-2 市場単価が適用できない範囲</p> <p>(1) 事故後の復旧工事（<u>撤去</u>）。</p> <p>(2) 防護柵（P種）〔横断・転落防止柵〕以外の製品の場合。</p> <p>(3) 高さが 125 cm超の場合。</p> <p>(4) 門型の横断防止柵を車止めとして設置する場合。</p> <p>(5) アンカーボルト固定のアンカーボルトにステンレス製やケミカルアンカーを使用する場合。</p> <p>(6) 勾配が 2 割未満（1：2.0 未満）の階段部、法面に設置する場合。</p> <p>(7) その他、規格・仕様等が適合しない場合。</p> <p>【省略】</p>	<p>X～3020 防護柵設置工（横断・転落防止柵）</p> <p>1 適用範囲</p> <p>本資料は、市場単価方式による、柵高 70 cm以上 125 cm以下の防護柵設置工（横断・転落防止柵）に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用できる範囲</p> <p>(1) 新設・更新、撤去工事。</p> <p>(2) 部材設置、部材撤去工事。</p> <p>1-2 市場単価が適用できない範囲</p> <p>(1) 事故後の復旧工事（<u>設置</u>・撤去）。</p> <p>(2) 防護柵（P種）〔横断・転落防止柵〕以外の製品の場合。</p> <p>(3) 高さが 125 cm超の場合。</p> <p>(4) 門型の横断防止柵を車止めとして設置する場合。</p> <p>(5) アンカーボルト固定のアンカーボルトにステンレス製やケミカルアンカーを使用する場合。</p> <p>(6) 勾配が 2 割未満（1：2.0 未満）の階段部、法面に設置する場合。</p> <p>(7) その他、規格・仕様等が適合しない場合。</p> <p>【省略】</p>	<p>字句の削除</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>X～3030 防護柵設置工（落石防護柵）</p> <p>1 適用範囲 本資料は、市場単価方式による、防護柵設置工（落石防護柵）に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用できる範囲 (1) 防護柵設置工のうち、落石防護柵（ストーンガード）設置および撤去に適用し、柵高は4m以下、支柱間隔は3mとする。 <u>(2) 落石対策便覧（平成12年度版）に対応した製品を採用する場合。</u></p> <p>1-2 市場単価が適用できない範囲 (1) 柵高が1.5m未満、または4mを超える場合。 (2) 耐雪型のロープ・金網設置工（上弦材なし）の場合。 (3) 耐雪型のロープ・金網設置工（上弦材付）で柵高が3mを超える場合。 (4) 落雪（せり出し）防護柵設置工。 (5) 支柱の塗装仕様が現場塗装の場合。 (6) 高エネルギー吸収柵の場合。 <u>(7) 落石対策便覧（平成29年度版）に対応した製品を採用する場合。</u> <u>(8) その他、規格・仕様等が適合しない場合。</u></p> <p>2 市場単価の設定 【省略】</p> <p>3 適用にあたっての留意事項 市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。 (1) 支柱は溶融亜鉛メッキ2種（<u>HDZT77</u>）を標準とする。 なお、メッキ+焼付塗装（工場加工）は補正係数（K_3）により補正を行う。 【省略】</p>	<p>X～3030 防護柵設置工（落石防護柵）</p> <p>1 適用範囲 本資料は、市場単価方式による、防護柵設置工（落石防護柵）に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用できる範囲 (1) 防護柵設置工のうち、落石防護柵（ストーンガード）設置および撤去に適用し、柵高は4m以下、支柱間隔は3mとする。</p> <hr/> <p>1-2 市場単価が適用できない範囲 (1) 柵高が1.5m未満、または4mを超える場合。 (2) 耐雪型のロープ・金網設置工（上弦材なし）の場合。 (3) 耐雪型のロープ・金網設置工（上弦材付）で柵高が3mを超える場合。 (4) 落雪（せり出し）防護柵設置工。 (5) 支柱の塗装仕様が現場塗装の場合。 (6) 高エネルギー吸収柵の場合。</p> <hr/> <p><u>(7) その他、規格・仕様等が適合しない場合。</u></p> <p>2 市場単価の設定 【省略】</p> <p>3 適用にあたっての留意事項 市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。 (1) 支柱は溶融亜鉛メッキ2種（<u>HDZ55</u>）を標準とする。 なお、メッキ+焼付塗装（工場加工）は補正係数（K_3）により補正を行う。 【省略】</p>	<p>字句の追加</p> <p>字句の追加 番号の改正</p> <p>字句の改正</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>X～4000 道路標識設置工</p> <p>1 適用範囲</p> <p>本資料は、市場単価方式による、道路標識設置工に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用できる範囲</p> <p>(1) 道路標識の標識柱設置、標識板設置、およびコンクリート基礎設置工事。</p> <p>(2) 道路標識の標識柱撤去、標識板撤去、およびコンクリート基礎撤去工事。</p> <p>(3) 道路標識の更新工事。</p> <p>1-2 市場単価が適用できない範囲</p> <p>(1) 内部照明式の道路標識板の設置および撤去工事。</p> <p>(2) 外部照明式の標識板と照明設備の設置および撤去工事。</p> <p>(3) 道路標識における基礎工事のうち基礎杭の設置および撤去工事。</p> <p>(4) 道路管理者以外が行う標識工事。</p> <p>(5) 着雪防止板の設置および撤去。</p> <p>(6) 標識柱・基礎設置（路側式）で、白色、景観色（標準3色）以外の塗装色製品を用いる場合。</p> <p>(7) 道路標識における基礎工事のうち岩掘削を必要とする工事。</p> <p>(8) 標識柱の基礎がコンクリート以外（鋼管基礎など）の場合。</p> <p>(9) 道路照明柱を設置、撤去する場合。</p> <p>(10) 標識板設置において、嵌合構造で固定する標識板の場合。</p> <p>(11) 標識板設置において、部分補修（<u>アルミ平板による重ね貼り</u>、シール貼りなど）の場合。</p> <p>(12) その他、規格・仕様等が適合しない場合。</p> <p>【省略】</p>	<p>X～4000 道路標識設置工</p> <p>1 適用範囲</p> <p>本資料は、市場単価方式による、道路標識設置工に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用できる範囲</p> <p>(1) 道路標識の標識柱設置、標識板設置、およびコンクリート基礎設置工事。</p> <p>(2) 道路標識の標識柱撤去、標識板撤去、およびコンクリート基礎撤去工事。</p> <p>(3) 道路標識の更新工事。</p> <p>1-2 市場単価が適用できない範囲</p> <p>(1) 内部照明式の道路標識板の設置および撤去工事。</p> <p>(2) 外部照明式の標識板と照明設備の設置および撤去工事。</p> <p>(3) 道路標識における基礎工事のうち基礎杭の設置および撤去工事。</p> <p>(4) 道路管理者以外が行う標識工事。</p> <p>(5) 着雪防止板の設置および撤去。</p> <p>(6) 標識柱・基礎設置（路側式）で、白色、景観色（標準3色）以外の塗装色製品を用いる場合。</p> <p>(7) 道路標識における基礎工事のうち岩掘削を必要とする工事。</p> <p>(8) 標識柱の基礎がコンクリート以外（鋼管基礎など）の場合。</p> <p>(9) 道路照明柱を設置、撤去する場合。</p> <p>(10) 標識板設置において、嵌合構造で固定する標識板の場合。</p> <p>(11) 標識板設置において、部分補修（<u>リベット止め</u>、シール貼りなど）の場合。</p> <p>(12) その他、規格・仕様等が適合しない場合。</p> <p>【省略】</p>	<p>字句の改正</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>X～5020 橋梁用伸縮継手装置設置工</p> <p>1 適用範囲</p> <p>本資料は、市場単価方式による、橋梁用伸縮継手装置（ジョイント）設置工に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用できる範囲</p> <p>(1) 伸縮装置本体質量（ボルトの後締めの場合は、本体に付属するアンカーボルトを除く）が、1.8m 当り 180 kg以下の伸縮装置の新設工事で、以下の工事とする。</p> <p>1) 未供用部の橋梁及び拡幅部等の伸縮装置を新たに設置する工事。</p> <p>2) 上記に該当する工事で、縦目地を施工する場合。</p> <p>1-2 市場単価を適用できない範囲</p> <p>(1) 打設コンクリートに樹脂コンクリート、あるいは樹脂モルタルを使用する場合。</p> <p>(2) 新設工事で打設コンクリートに超速硬コンクリートを使用する場合。</p> <p>(3) 仮復旧等を伴う作業。</p> <p>(4) ボルト固定による取り替え可能な伸縮装置の場合。</p> <p>(5) 鋼床版の場合。</p> <p><u>(6) ジョイントの据付に特殊型枠を使用する場合。</u></p> <p><u>(7) その他、規格・仕様が適合しない場合。</u></p> <p>【省略】</p>	<p>X～5020 橋梁用伸縮継手装置設置工</p> <p>1 適用範囲</p> <p>本資料は、市場単価方式による、橋梁用伸縮継手装置（ジョイント）設置工に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用できる範囲</p> <p>(1) 伸縮装置本体質量（ボルトの後締めの場合は、本体に付属するアンカーボルトを除く）が、1.8m 当り 180 kg以下の伸縮装置の新設工事で、以下の工事とする。</p> <p>1) 未供用部の橋梁及び拡幅部等の伸縮装置を新たに設置する工事。</p> <p>2) 上記に該当する工事で、縦目地を施工する場合。</p> <p>1-2 市場単価を適用できない範囲</p> <p>(1) 打設コンクリートに樹脂コンクリート、あるいは樹脂モルタルを使用する場合。</p> <p>(2) 新設工事で打設コンクリートに超速硬コンクリートを使用する場合。</p> <p>(3) 仮復旧等を伴う作業。</p> <p>(4) ボルト固定による取り替え可能な伸縮装置の場合。</p> <p>(5) 鋼床版の場合。</p> <hr/> <p><u>(6) その他、規格・仕様が適合しない場合。</u></p> <p>【省略】</p>	<p>字句の追加 番号の改正</p>

新 旧 对 照 表

改 正	現 行	備 考
-----	-----	-----